

平成26年9月甲良町議会定例会会議録

平成26年9月19日（金曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- | | | |
|-----|--------|---|
| 第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 認定第1号 | 平成25年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 第3 | 認定第2号 | 平成25年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第4 | 認定第3号 | 平成25年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第5 | 認定第4号 | 平成25年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第6 | 認定第5号 | 平成25年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第7 | 認定第6号 | 平成25年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第8 | 認定第7号 | 平成25年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第9 | 認定第8号 | 平成25年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第10 | 認定第9号 | 平成25年度甲良町せせらぎの里こうら運営事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第11 | 認定第10号 | 平成25年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について |
| 第12 | 議案第34号 | 甲良町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例 |
| 第13 | 議案第35号 | 甲良町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 |
| 第14 | 議案第36号 | 甲良町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例 |
| 第15 | 議案第41号 | 平成26年度甲良町一般会計補正予算（第3号） |
| 第16 | 議案第42号 | 平成26年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 第17 | 議案第43号 | 平成26年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 第18 | 議案第44号 | 平成26年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正 |

予算（第1号）

- 第19 議案第45号 平成26年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第1号）
第20 議案第46号 平成26年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
第21 議案第47号 平成26年度甲良町せせらぎの里こうら運営事業特別会計補正予算（第2号）
第22 同意第2号 甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて
第23 意見書第1号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）
第24 意見書第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）
第25 意見書第3号 憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める意見書（案）
第26 意見書第4号 米価暴落に歯止めをかけ、政府による緊急の過剰米処理を求める意見書（案）
第27 議員派遣について
第28 委員会の閉会中における継続審査および調査について

◎会議に出席した議員（12名）

1番	山田裕康	2番	阪東佐智男
3番	野瀬欣廣	4番	西川誠一
5番	濱野圭市	6番	丸山光雄
7番	木村修	8番	藤堂一彦
9番	丸山恵二	10番	金澤博
11番	西澤伸明	12番	建部孝夫

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	教育長	堀内光三
総務課長	中川愛博	教育次長	金田長和
税務課長	上田和光	産業課長	若林嘉昭
住民課長	川嶋幸泰	建設水道課長	北坂仁
総務課参事	宮川哲郎	学校教育課長	大橋太
企画監理課長	中川雅博	社会教育課長	山本昇

人権課長 陌間 守
保健福祉課長 米田 志保子

子育て支援センター所長 奥村 晃子
会計管理者 寺川 貴代美

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 陌間 忍

書記 山崎 志保美

(午前9時01分 開会)

○**建部議長** ただいまの出席議員数は12人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成26年9月甲良町議会定例会第3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 野瀬議員および4番 西川議員を指名いたします。

日程第2 認定第1号から日程第11 認定第10号までを一括議題といたします。

各議案については、予算決算常任委員会に付託され、審査が行われまして、その報告書が提出されております。

これより、予算決算常任委員会の審査報告を求めます。

西川委員長。

○**西川予算決算常任委員会委員長** 4番、西川です。それでは、予算決算常任委員会審査報告書を読み上げて、報告申し上げます。

平成26年9月19日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

予算決算常任委員会委員長 西川誠一。

予算決算常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査結果、事件の番号、件名、審査の結果と読み上げていきます。

認定第1号 平成25年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について。

認定すべきものと決定。

認定第2号 平成25年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定すべきものと決定。

認定第3号 平成25年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定すべきものと決定。

認定第4号 平成25年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定すべきものと決定。

認定第5号 平成25年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認

定について。

認定すべきものと決定。

認定第6号 平成25年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定すべきものと決定。

認定第7号 平成25年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定すべきものと決定。

認定第8号 平成25年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定すべきものと決定。

認定第9号 平成25年度甲良町せせらぎの里こうら運営事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定すべきものと決定。

認定第10号 平成25年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について。

認定すべきものと決定。

2、審査経過。

認定第1号 平成25年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について。

歳入の部。

町税の滞納繰越分はどのように改善するかとの問いに、まずは現年度分の未納をなくしていくことを第一に、現年度分が完納となれば過年度分へ収納するとのことであった。

町民の中にはいきなり差し押さえをされたとの意見を聞くが、生活困窮者への手だてはとの問いに、いきなり差し押さえすることはなく、財産調査を行い、財産があれば差し押さえとなる、財産がない場合には納税相談により状況に応じた額で分納となるとのことであった。

町税の不納欠損額が412万5,759円計上されているが、その件数と処分理由はとの問いに、執行停止から3年経過したものが43件、破産や倒産による即時消滅が14件、5年経過による時効成立が13件で合計70件であり、時効成立の不納欠損額は24万8,390円であるとのことであった。

固定資産のみなし相続人の手続が以前はできていなかったが、今はどうかとの問いに、戸籍調査により相続人を確定し、相続人代表者に通知しているとのことであった。

たばこ税の収入が前年度より200万円ほど増加しているが、販売本数が増えているのかとの問いに、健康意識の向上により販売本数は減っているが、税

額が増えたのはたばこ税の改正があったためであるとのことであった。

不動産売払収入 972万2,218円計上されているが、残地整理をしたものかとの問いに、未処分の分譲地と緑地等公共用地を処分したもので合計7カ所とのことであった。

学校給食費の収入未済額が75万1,200円計上されているが、前年度に比べて大幅に増加している、その原因と件数、対策はどの問いに、滞納件数は46件で督促や電話による納付勧奨をした結果、10万円ほど徴収した、原因については滞納者が準要保護に認定されているケースもあり、生活状況が厳しいとのことであった。

ほかにもいろいろ質疑や指摘があった。

歳出の部。

若者の定住を促進するための立案をどう考えるかとの問いに、若者定住・移住支援プロジェクト会議を毎月1回開催し、定住に向けた環境整備や子育て支援等について協議を行い、若者を対象としたアンケートや意向調査等の結果を参考に考えたいとのことであった。

議会議員解職請求費72万5,656円の支出は何かとの問いに、第3会議室の防犯カメラ設置費用や臨時筆生賃金、消耗品等の購入費であるとのことであった。

徴税費の標準地鑑定委託300万1,005円計上されているが、何カ所で、町内のバランスはとれているかとの問いに、固定資産評価の基礎として宅地40カ所を鑑定している、また大通りや集落内などバランスを考え、設定しているとのことであった。

外出支援事業や配食サービス事業の利用者決定はどうしているかとの問いに、ケアプランや課内の協議により生活状況を把握し、審査決定しているとのことであった。

塵芥処理費の不法投棄監視員報償19万2,000円計上されているが、不法投棄の監視以外に野焼きの監視もしているのかとの問いに、不法投棄の監視のみで、野焼きについては住民課で対応しているとのことであった。

湖東広域衛生管理組合負担金（し尿）3,757万9,000円が計上されているが、し尿の処理量が減ったのに負担金が増えた理由はどの問いに、汚泥の搬出設備工事を行ったため、負担金が増えたとのことであった。

住宅リフォーム補助事業は約1.4倍の経済効果があらわれているが、少額な工事でも対象にできないか、また補助限度額の増額は考えていないかとの問いに、現行のままでも毎年大きな経済効果が得られており、制度改正は考えていないとのことであった。

河川愛護活動事業委託29万7,000円の内容と算出根拠はどの問いに、

6字（小川原・北落・金屋・正楽寺・池寺・長寺東）が実施した河川清掃活動事業費であり、県の単価表を用い、面積により算出したとのことであった。

いじめ対策相談員が実施したアンケートの回数とその結果はどの問いに、早期発見・早期対応を心がけ、学期に1回のアンケートを実施し、結果をもとに教師が聞き取り、プライバシーを守りながら丁寧に対応しているとのことであった。

一人親家庭が増加していると聞くが、児童クラブの利用状況はどの問いに、東児童クラブは月平均31人で、一人親家庭の利用は4世帯、西児童クラブは月平均20人で、一人親家庭の利用は6世帯とのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第2号 平成25年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算。

不納欠損額353万842円の内容はどの問いに、執行停止から3年経過による不納欠損26件であり、その内訳は財産なし13件と生活困窮13件であるとのことであった。

その他一般会計繰入金4,968万1,443円は事務費分の繰り入れか、それ以外もあるのかとの問いに、事務費分と出産育児一時金、保健事業に係るものの繰り入れで、法定外の繰り入れはないとのことであった。

健診個人負担金4万7,000円計上されているが、その内容はどの問いに、特定健診の結果から保健指導の経過観察のため追加健診を受けた場合の1人当たり500円の負担金とのことであった。

諸収入の雑入で248万866円計上されているが、その内容はどの問いに、交通事故による第三者行為の費用弁償として老人保健拠出金の返金とのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第3号 平成25年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算。

平成25年度末の水洗化率は65.8%であり、前年度に比べ2.3ポイントしか伸びていないが、その理由は、また水洗化補助制度の拡充はどの問いに、水洗化が進まないのは経済的な理由によるものと思う、生活保護受給者や非課税世帯への補助制度はあるが、拡充については考えていない、今後は補助制度の周知をしていきたいとのことであった。

受益者分担金収入未済額1,119万500円計上されているが、その件数と内容はどの問いに、未納者は133人で、数カ所設置している方や法人の方があるとのことであった。

下水道料金の算定方法はどの問いに、上水道使用量で算定している、井戸水使用世帯は1人当たり8立米で算定しているとのことであった。

公共下水道面整備工事費265万3,350円の内容はどの問いに、新規汚

水升設置工事費であり、管路延長50メートル分であるとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第4号 平成25年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算。

滞納者の件数はとの問いに、住宅新築資金が69件、持家資金が4件、住宅改修資金が3件で合計76件の1億7,226万2,875円の滞納額とのことであった。

一般会計からの繰入金で事務費以外の繰入金の平成25年度末累計額はとの問いに、8,734万7,385円とのことであった。

滞納額の多い滞納者はどれくらいの金額があるのかとの問いに、500万円以上の方がいるとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第5号 平成25年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算。

登記が進まない箇所は何件か、またその理由はとの問いに、未整備箇所が22件で、境界が確定していない箇所など登記困難地があるとのことであった。

登記を進めるための根本的な解決策はとの問いに、同和対策事業が始まったときは環境整備を主に進めていたため、今後は地籍調査と連携して登記を進めていきたいとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第6号 平成25年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算。

特に質疑はなかった。

認定第7号 平成25年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算。

国では要支援1、2が保険適用から除外されようとしているが、その動向はどうか、また介護サービス費が年々増加しており、予防事業が大切と思うがとの問いに、国では適用除外の方針である、また元気な高齢者づくりのため、健康増進事業により一層力を入れ、要介護状態になる方を減らしたいとのことであった。

介護保険料が高くなっているが、県内の状況はとの問いに、県下で一番高い保険料であり、年額6万6,480円とのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第8号 平成25年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算。

広域連合への納付金5,944万3,112円支払っているが、保険料収入は3,965万8,396円であり、保険料で賄えていないのかとの問いに、差額分は保険料の軽減分補てんとして県と町からの保険基盤安定購入繰入金として1,893万5,445円の収入があり、ほぼ賄えているとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第9号 平成25年度甲良町せせらぎの里こうら運営事業特別会計歳入歳出決算。

道の駅運営に関する意思決定はどのように行っているのかとの問いに、町長を管理者として室長に産業課長ほか職員2名が運営事務についてその都度協議しながら行っている。また、生産者組合についても毎月1回の定例会を開催し、協議を重ねているとのことであった。

出荷促進への補助制度の実績と成果はとの問いに、補助制度は一般会計の事業であり、対象品目は6品目で申請件数は4件、補助額は7万6,194円であった、今年度は対象品目を10品目に増やし、制度への理解を促進したいとのことであった。

直売所への農産物の安定供給を行うには生産農家の指導育成が必要であり、専門的な指導員を設置してはとの問いに、県職員OBなど、専門性のある方を探しているが、なかなか見つからず、今は湖東農産普及課にその都度相談しながら指導を受けているとのことであった。

直売所の指定管理のめどはとの問いに、ある程度の販売実績の見込みを立ててからバトンタッチしていきたいと考え、責任を持って管理者として取り組んでいる。今秋の終わりごろから公募の体制づくりをし、できれば来年4月から指定管理へ移行していきたいとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第10号 平成25年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算ならびに事業報告。

漏水調査126万円の内容は、またその中にメーター交換費用を含むのかとの問いに、管路1万7,331メートルと個別音調508カ所であり、メーター交換費用は計器類修理341万7,161円で計上しているとのことであった。

不正取水の損害金は決算書のどこに計上しているのかとの問いに、水道事業収益の過年度損益修正益として30万円計上しているとのことであった。有収率が81.62%と低いが、その原因と漏水修理は何カ所かとの問いに、漏水と計器類の誤差と考えており、漏水修理は8カ所とのことであった。

有収率の算定はどこのメーターで計算したのかとの問いに、水源地の直配分および正楽寺山配水池のメーターの合計と各家庭の使用量との比であり、消防水利は含まないとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

以上でございます。

○建部議長 以上で、予算決算常任委員長の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長の報告に対しまして、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、質疑を終わります。

それでは、認定第1号 平成25年度甲良町一般会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 認定第1号について、討論を行います。

私は甲良町政が直面している課題に対して、どのように打開をしようとしているのか、その場合、町民の暮らしの現状に寄り添って、暮らしやすい町とするための具体策を実行してきたのか、暮らしやすい町を阻害している無駄使いや不正をただす努力をしているかなど、検討してきました。なぜなら、それは25年度の決算を通して、来年27年度の事業展開、予算編成に生かしていただきいと切に願うからであります。

まず、町民の暮らしにどう向き合っているのかという課題です。町税などの滞納の根本的な解決が求められて久しい期間が過ぎます。今回の質疑に対しても、明確な解決策を持つに至っていません。貧困と格差が広がる中、北川町政が掲げる、生活力の弱い町民への施策や住みたい、住んでよかったと言える甲良町をつくるをはじめ、3つの基本柱となると異なる結果に進んでいることを直視しなければならないと思います。それは25年度に限ったことではありませんが、人口減少と健康寿命が県下一短いことに象徴的にあらわれているのではないのでしょうか。特に国民健康保険事業に関して言えば、一般会計からの繰り入れを行わず、国保税の引き上げにかじを切ってしまいました。これは健康増進や子育て支援に努力している現場職員の努力を水の泡にしてしまいかねない方策だと思います。

一方、防災センター建設につながる公民館駐車場の整備事業に着手したことは町財政を圧迫し、町民の暮らし、子育て、農業支援など、住みやすい町への施策が充実できない要因をつくるものであります。公民館駐車場の確保にどれだけ優先度があつたのか、急ぐ必要があつたのかについては用地買収の予算の際に申し上げましたが、駐車場が常時満杯状態ではなく、大きな事業が重なるときだけで、来庁者から頻繁に苦情が寄せられているわけではありません。防災センター建設計画について申し上げますと、防災センターという箱物建設よりも防災の中身がまず重要であります。町民に信頼される職員の育成や町民の暮らしの安定、子育て、農業支援が優先されるべきだと考えます。

去る7月7日に防災訓練がありましたが、職員の姿勢に対する町民の声の1つが寄せられました。巨大地震が起きたという想定にもかかわらず、車で参加人数の点検に職員が回ってきたが、緊張感がない、車は走れないという巨大地

震が起きた想定なんだから、自転車かバイクで町民とともに汗をかいてくれるのが真剣な訓練ではないのかという苦情が寄せられています。それは一例にすぎません。防災センター建設は町長選挙公約に掲げられていますが、事業の構想、設計など具体的着手は、私は中止すべきだと考えています。

次に、今年の6月、町職員の職務怠慢で町に入るべき収入が時効となり、入金されなかった問題は25年度決算ともかかわって、触れないわけにはいきませんが、その収入は年度内の見込みが立つものではなく、ゼロ調定だと言いますが、審議の中で明らかになったように、社会保険分の高額医療費の2割分は診療ごとに町に請求が来て、患者本人の分も町が立てかえて支払っており、担当課長が把握していないということはおよそ考えられません。部下の業務監督はもちろんです、会計室をはじめ、庁舎内との連携がなされていないのではないかと疑わざるを得ませんし、課長間連携の希薄さを感じざるを得ません。

この問題ではもう一つ住民の印鑑使用が常態化されていた実態が暴露されました。課長の知らないところで住民名の印鑑が押されていたという回答も実は薄々知っていたけれども、管理職の関与を否定しているのかと疑わざるを得ません。もし、それが事実なら、課内では本人作成が堅持されていなかったことを示すとともに、この問題解決に課長が真剣に向き合っていないあらわれではないかと思えます。これはささいな不祥事に見えますが、役場内で長年解決されずに積み重なってきた問題が含まれていると捉えることが重要で、事実と原因の解明、厳正な処分を改めて求めておきたいと思えます。

最後に、甲良町が消滅かとセンセーショナルに、また興味本位に取り扱われることも今後あろうかと思えますが、何とかいい町にしたい、住み続けたいと願っている町民、何らかの事情で出るに出られない町民にとっては、また町民に喜んでもらえる仕事をしたいと切に願っている職員にとっては人口増加をめざす取り組みは切実な課題です。来年度に向けて尽力されることを要請したいと思います。同和行政を終結させ、誰もが安心して暮らせる甲良町政の実現に向け、私たち日本共産党も尽力することをお誓いし、反対の討論とします。

○建部議長 ほかにありませんか。

丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 私は平成25年度一般会計決算認定について、部分的ではありますが、討論します。

甲良町では解決しなければならない課題が山ほどあると思えます。さまざまなひずみ、否定的な事柄が起こる根っこには同和問題が公平公正に処理されていないことが原因だと思えます。例えば、税金などの滞納問題で見ても、これはどの地域に住んでいるか関係なく課税される支払う義務が生じます。ところが甲良町ではこの一番肝心の納税の義務を実行するというところでひずみが生

じているのです。同和対策の法律が有効だった時期はそれ特有の問題がありました。しかし、今は法律も終わっているにもかかわらず、経済的能力に応じて負担するのではなく、出身や住んでいる地域によって、税金負担を変えるというのは公平の原則に反すると思います。

もう一つのひずみは同和地域の税金負担を低くしていることで、地区住民全てが大切にされているかのように見えますが、実際は全く違います。つまり、同和対策事業がいつの間にか本来の目的である地区住民の自立を促進し、住環境を整備し、貧困から抜け出すということから、外れてしまったのではないのでしょうか。行政とさまざまな形でかかわってきた民間運動団体もこの目的から外れてしまったという現実を直視しなければ、あすの甲良町の展望は開けないと思います。これらの理由から同和対策特別事業の公正な総括を行い、一日も早く同和地域に対する特別施策を終結させるよう強く要請して、私の反対討論とします。

終わります。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

濱野議員。

○濱野議員 5番、濱野でございます。

先般の委員会で議員の皆様といろいろ議論を交わされまして、私はこの決算内容に対して、ほぼ適正に決算が処理をされているものだというふうに理解をいたしております。

私、ただ1点、総務費の解職請求に伴う支出金の部分の約72万円に対しまして、本当にいろいろと盗水問題で町の方が告訴をされました。そのことに対して一部の議員、また一部の町民によって、解職請求が行われた、そのことに対しての支出だというふうに思っております。

振り返ってみますと、行政が告訴をしたことに対して、先般は不起訴と判断をされて、返ってまいりました。結果、当事者でございました山田壽一氏が水を窃盗したことが全くと言いませんが、司法の場では判明をしなかったということでございまして、それを先走ってリコールをされたというようなことに対しての支出だというふうに私は思っております。冷静になって考えてみますと、本当に、私は適正なリコールでなかったかなというふうに思います。事実ができてからのリコールなら話はわかるんですが、事実に基づかないリコールであったんかなというふうに思っております。

そういうことに対しての支出約72万円、かなり大きな金額でございます。本当に誰が町に損害を与えたのかわかりませんが、そのことは本当に、私はこのことに対しての支出には疑問を少し感じております。しかしながら、お金の出入り、何を買った、何を借りた、そういう面ははっきりといたしております。

ので、その点には問題がないかなというふうに思っております。今後、その辺の金額についてはまたいろいろと追及をしてまいりたいと思いますが、決算全般については適正であると認め、賛成討論とさせていただきたいというふうに思います。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第1号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第1号は認定されました。

次に、認定第2号 平成25年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番、西澤です。

国保事業は町民の命と健康を守る大事な事業とならねばなりません。ところが、保険証の取り上げ、資格証明、短期証明書の発行は原則行わないとの方針が確立されていません。併せて、滞納問題の根本解決を図るためには支払いたくても支払えない高い国保税を引き下げる、弱者に軽減策を実施し、納税を促す必要があります。にもかかわらず、値上げの方向にかじを切ってしまいました。また、町税条例で定められている失業などの減免対象者に知らせることも積極的にはなされていないと見られます。早期発見、早期治療を進める上でも国保税と治療費の軽減という施策は長野県の各市町村を中心に実施され、町財政の負担軽減でも実績を上げています。

以上のように、国保事業が命と健康を守るとりでとなることを切に求めて、反対討論とします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第2号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第2号は認定されました。

次に、認定第3号 平成25年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番、西澤です。反対理由の主な理由を述べていきます。

1つは25年度末で受益者負担金の道理のない同和地区減免を一律に本人申請の手続も経ることなく続けていたこと、これは25年度末で終了をしました。

2つ目は減免規定を設けているにもかかわらず、受益者負担金で1,100万円、下水道使用料で1,077万円、合計で2,196万円もの滞納額をつくってしまっています。これは同和減免という地域を対象にした軽減策が実情どおりに合わないことを示したものだと思います。軽減措置を負担能力に応じて、きめ細かく、弱者に寄り添って、実施されることが求められていますし、そうしてこそ、無法で支払わない者と経済的弱者への対応の区別がついて、対応が筋が通ったものになります。その反省の上に立って、滞納者に対しては実情に応じた分割納入の相談に乗り、あるいは理不尽な不払いについては通用しないことを毅然と示して対応されることを要請して、討論とします。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第3号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第3号は認定されました。

次に、認定第4号 平成25年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番、西澤です。反対の理由を述べて、討論とします。

1つは滞納額が約1億7,200万円も累積させています。そのまともな総括がされていません。2つ目に支払い能力を吟味せず、双方が貸し手と保証人が重なっているケースが数多く契約されていることが以前、問題になっていました。3つ目には一般会計からの借入金、つまり、持ち出し額は約8,730

万円に上ります。これ自体が甲良町の事務事業、一般施策を圧迫している1つとなっています。4つ目にほとんど返済に応じないケースや1人で500万円以上のケースなどが報告されており、財産を担保として貸し付けている事業にふさわしい対応が求められます。

最後に、完了までの収支バランスの表が提出されましたが、滞納額が順当に入金されてという前提となっており、途中では厳しい局面、紆余曲折が予想されるものの、ここを職員が一丸となって乗り切れば、約7,400万円の剰余金ができることとなります。明るい展望を見据えながら、一つ一つ毅然と対応されることを求めたいと思い、反対討論とします。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第4号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第4号は認定されました。

次に、認定第5号 平成25年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありますか。

西澤議員。

○西澤議員 11番、西澤です。

この事業も同和対策事業の持ち家住宅促進のための宅地造成を主な目的として展開されてきました。あまりにも残地が多過ぎ、決算監査意見書でも、たびたび事業残地の早期処分が指摘されていることに気づいて、今から9年前、情報公開請求を行ったところ、51カ所、約1万6,000平米の土地が未処分であることがわかり、同和対策事業の重要な柱として取り組まれた同和事業の公平公正な後始末を求めて、住民訴訟へと進み、ずさんな土地管理と造成そのものの問題点が浮かび上がりました。

そこで、1つ目にはこの判決を含め、事業の反省点と教訓をいまだ導き出されていないことであります。2つ目に訴訟時と比べると、約半減となっていることは評価しつつ、法が終了している10年以上経過した今も解決の見通しがついていないこと、主に2つの理由を述べた上で、償却対象者を同和地域に限定せず、広く土地を必要とする方にすべきであることを申し上げて、討論を終わります。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第5号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第5号は認定されました。

次に、認定第6号 平成25年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤委員。

○西澤議員 賛成討論にあたって、意見を若干述べさせていただきます。

この事業で当初、利用しにくいところのいろいろな問題がありました。しかし、その経過、半分まで永代使用の契約が進んでいます。残は190基となっています。ですから、当初、アンケートで「必要」と答えた方を中心に働きかけを強め、町外の利用者も含めて、販売に努力されることを求めて、賛成討論とします。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第6号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、認定第6号は認定されました。

次に、認定第7号 平成25年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番、西澤です。

介護保険事業をめぐっては来年度見直し時期に合わせて、厚生労働省によって、大改悪が狙われています。要支援1、2を介護保険事業から外して、ボランティアなどで賄い、しかも、それを地方自治体の責任に押しつけるというも

のです。立場の違いを超えて、行政、議会ともどもこの大改悪をやめさせねばなりません。

その上で、主に次の理由で決算について反対といたします。県下、一番高い保険料を改めることが必要です。2つ目に利用料の軽減措置も導入すべきだと考えます。そして、それは長野県宮田村が取り組んでいるように、これはいろんな各地で取り組まれています。町を挙げての健康づくりの総合的計画を実行して、保険料の25%引き下げができる条件整備を行ったと言います。これは他の自治体でも実証済みだと思いますので、甲良町でも積極的に取り上げることが必要だということをお願いして、反対討論とします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第7号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立をお願いします。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第7号は認定されました。

次に、認定第8号 平成25年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番、西澤です。

これは以前も繰り返していますが、根本的な制度的な悪さかげんは変わっていません。保険料と、それから診療内容そのものも75歳以上を区切りにして、つまり、一番罹病率の多い年齢層を1つの枠に囲う、こういう点では保険料が引き上げざるを得ません。診療を手厚くすればするほど、保険料にはね返るといって、非常に差別的な扱いであり、反対討論といたします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第8号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立をお願いします。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第8号は認定されました。

次に、認定第9号 平成25年度甲良町せせらぎの里こうら運営事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番、西澤です。認定9号について、討論いたします。

この事業を考えると、住民合意を地元産品と出荷体制が整わないままに出発点に立ってしまったという厳しい状況を直視することが重要だと考えています。その上で、1つには道の駅事業の成否が町政全般にも重大な影響を与えるものであると位置づける必要があります。

2つ目に決算認定に当たって、改めて私たちがこの事業の発展のための2つの柱、以前に申しあげました、重要性を強調するものであります。それは住民合意がないまま強行された事業だからこそ、なおさら丁寧に進める必要があるものであります。

3つ目に現在の町直営であっても、責任者である駅長人事を早期に確立することです。でないと、直売所の現場が閉まった状況になりません。

4つ目に民間委託、指定管理なら全てよしとできるものではありません。私はそう考えます。商業ベースの小売店のように売り上げが伸びればそれでいいわけではありません。甲良町の農業振興と地域おこしの任務づけを実行できる人物、体制でなければなりません。用意する協定案もその趣旨を反映したものでなければならぬと考えます。

5つ目に道の駅の4つの大要素である新鮮、安全、地元産品、人気商品の定着のため、一つ一つを積み上げねばなりません。それを実行する上で、現在の意思決定機関はあやふやであり、町長単独の側面が強いと思われまます。町、生産者、協力機関を交えた意思決定機関を確立して、常設すべきだと考えて、賛成の討論といたします。

○建部議長 ほかにありませんか。

濱野議員。

○濱野議員 5番、濱野でございます。

昨年も私、お願いをいたしました。今年は決算書を見ますと、前年度よりも数字的には少し努力をされている、そのように見受けられます。しかし、結果、一般財源より繰り入れがされて、民間でいいますと、数字的に見ると、赤字で補てんをしているという状況でございます。本当にいろいろ話をお聞きしました。本当にすぐにはよくなる、すぐにはうまくいかないという、よくわかるんですが、そういう言葉が出るということは本当に行政運営にももうだんだんと限界が来ているのかなというふうにも思っております。本当に当初か

らの計画でございました民営化を図る、指定管理を図るという部分でございます。本当に民間の企業と申しましょうか、そういった方たちは本当に運営力や企画力を本当に持った組織が沢山ございます。そういった意味も含めまして、早くそういったいい組織の民間の人に経営を移行していただきながら、行政は行政すべき役割の分担はしっかりとしながら、健全な道の駅の運営にしていきたいというふうに私は念願をいたしております。残念ながら、今年も私は反対討論とさせていただきたいというふうに思います。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第9号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第9号は認定されました。

次に、認定第10号 平成25年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番、西澤です。

この上水道事業をめぐる盗水問題、そして、漏水などによる有収率の低下が問題になっていました。ただ、私は町がただすべきものを認識した時点でははっきりと毅然としてただしていくという姿勢を貫いておられることを、その点では大いに評価をするものであります。損害金の請求と過料請求の姿勢を評価しています。

2つ目には人員の増員配置が必要であること、盗水疑惑特別委員会でも論議の中で浮き彫りになったというように思います。そういう点ではきちっと対応する上での人員配置をぜひ求めていきたいと思っております。

3つ目には4,550万円の未収金をどう考えるか、どう処理するかという問題です。この問題についても、決算監査報告でも、また委員長報告でも述べておられるところがあります。経済的な状況によって、払えない方も当然、出てきます。しかし、月々の金額が5万、6万という水道料金ではありません。数千円であります。多い方でも1万円近くというところ以内というところあります。そういう点では月々の集金がきっちりされ、支払いがきっちりされれば、そういう累積にならないという点であります。ですから、私は分割納付に

についても親切丁寧に、そして、その前提は町政全体が弱者にしっかりと寄り添っているというメッセージを与えてこそ、その方の協力が得られます。そういう方向に進んでいただくことを求めて、賛成討論とします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第10号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、認定第10号は認定されました。

次に、日程第12 議案第34号 甲良町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番、西澤です。

この新しく制定された3条例ともに、共通する問題では国が公的保育の責任から撤退をして、市町村が設置基準を定めるとしたことで、保育イコール子どもの健やかな成長と親の働く権利の擁護との基本理念を曖昧にして、営利企業の参入ができるように道を開いたと言われていています。それらが待機児童の解消を口実に、保育の水準を引き下げることによって、保育施設の量の拡大を促すというものであります。さらに、これらの施設の財源に消費税の増税を充てるというものであります。これらは到底容認できるものではありません。

その上で、家庭的保育事業にかかわる新条例は国の参酌すべき基準そのものが多くの問題点を持っています。保育士資格不要の部分が拡大し、できる限りと講習を受けただけで資格が得られる内容が含まれています。給食を外部からの搬入を可としたこと、1人当たりのスペースを大幅に縮小したことなど、子どもの安全を軽視したものとなっており、国が示した基準を上回る内容にすべきものであります。

そういう点で、この条例に委託をされたそのもととなる国の基準そのものが容認できませんので、反対討論といたします。

○建部議長 ほかにありませんか。

濱野議員。

○濱野議員 5番、濱野でございます。

この3条例とも国の条例改正によるものと私は認識をいたしております。ここに記載をされてある内容、本当に適正な条例改正であるというふうに私は認めまして、賛成討論といたしたいと思います。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第34号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第34号は可決されました。

次に、日程第13 議案第35号 甲良町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番、西澤です。

34号で述べたように保育に対する国の責任を放棄し、地方にその責任を押しつけ、子どもの健やかな成長と親の働く権利を保障することを利潤追求の対象とすることに道を開くもので、国の方針は容認できません。

その上で、運営に関する基準が自治体によって定められ、住民の取り組みと行政の認識の発展によっては、その内容を改善することができる道ができた点を前向きに受けとめることができると思います。そして、現在の保育職員の多数が臨時やパート、嘱託など、不安定な身分保障を業務上も責任ある部署にふさわしい処遇となっていないなどの課題を残していると考えます。この条例が問題点の多い子ども・子育て支援法に基づいていることが大きな足かせとなっていることを率直に指摘し、この枠組みに縛られる理由において反対せざるを得ません。私たちは住民、保護者の願いに寄り添って、職員の生の声も反映しながら、不合理なところを一つ一つ改善し、よりよい保育となるよう、ともに努力したいと考え、討論を終わります。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第35号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第35号は可決されました。

次に、日程第14 議案第36号 甲良町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 36号、賛成討論をいたします。

34号で述べたように、国の方針は容認できません。しかし、設備および運営に関する基準が条例で位置づけられたことを評価しています。指導員の身分保障、さらに充実が求められています。この機会に学童保育のニーズは年々高まっていると思いますが、利用料金が高いゆえに断念している現状があると思われれます。来年度は軽減ができるよう、改善をこの機会に求めておきたいと思っております。

ちなみに今日、本会議が始まる前にこの地域型保育事業の認可基準という比較表をいただきました。これはもともと議会が行政とともにどう考えるか、どの材料で審議するかという材料で、私は4日の全協で求めています。それを最終日に渡すということについては行政の態度が議会とともにいい内容、いい条例をつくるという姿勢に欠けることを指摘させていただいて、討論を終わります。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第36号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第36号は可決されました。

ここで、しばらく休憩をいたします。15分間、10時20分まで。

(午前10時05分 休憩)

(午前10時24分 再開)

○建部議長 再開をいたします。

次に、日程第15 議案第41号 平成26年度甲良町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番、西澤です。賛成討論です。

その上で、国の住民番号制対応システム改修で、補助金と差し引き、支出が約900万円の負担を押しつけられることは問題となっています。今回の補正は中学校卒業までの医療費無料化実施に対応することも含まれていることから、補正予算として賛成討論といたします。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第41号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第41号は可決されました。

次に、日程第16 議案第42号 平成26年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 議案42号については補正予算であり、その範囲において適正なものかと判断して、賛成討論とします。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第42号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第42号は可決されました。

次に、日程第17 議案第43号 平成26年度甲良町下水道事業特別会計

補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番、西澤です。これも、補正に限ってでありますし、問題なしと認めて、賛成討論とします。

○建部議長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第43号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

（賛成者起立）

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第43号は可決されました。

次に、日程第18 議案第44号 平成26年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 これも本会計には反対をしておりますが、補正の範囲、問題なしと認めて、賛成討論とします。

○建部議長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第44号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第44号は可決されました。

次に、日程第19 議案第45号 平成26年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番、西澤です。これも補正予算の範囲内で限定して、賛成です。

そして、その上で来年度は、先ほども言いましたが、大幅改悪が狙われております。行政が、また議会が国への要請を強く求めていきたいと思ひますし、行政の幹部を先頭に、この改悪をやめるように働きかけていただくことを申し上げて、賛成討論とします。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第45号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願ひます。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願ひます。

起立全員であります。

よって、議案第45号は可決されました。

次に、日程第20 議案第46号 平成26年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について、討論はありますか。

西澤議員。

○西澤議員 11番、西澤です。これも本会計には反対をしております。補正予算の範囲で問題なしと認めて、賛成討論とします。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第46号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願ひます。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願ひます。

起立全員であります。

よって、議案第46号は可決されました。

次に、日程第21 議案第47号 平成26年度甲良町せせらぎの里こうら運営事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について、討論はありますか。

西澤議員。

○西澤議員 11番、西澤です。これも補正の範囲で軽微な補正というように認定をして、賛成といたします。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第47号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第47号は可決されました。

次に、日程第22 同意第2号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 同意第2号 甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○北川町長 甲良町町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて。

下記の者を甲良町教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織および運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意をを求める。

1、住所、犬上郡甲良町大字呉竹230番地7、氏名、市山明人、生年月日、昭和28年4月30日でございます。

市山氏につきましては、平成14年10月から就任していただき、現在、3期12年を真摯に務めていただきました。現在は教育委員長として、また建設業労働災害防止協会滋賀県支部の専属講師としてご活躍いただいております。人格は高潔で、教育全般に対し熱心であり、教育委員として適任者であると思われまますので、同意をよろしくお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、質疑を終わります。

討論はありませんか。

金澤議員。

○金澤議員 10番、金澤です。反対討論をします。

この人事案件を認めることは市山教育委員長が先の甲良町長選挙で明確に公職選挙法に違反した、136条第2項、教育長の処分を容認することになります。私は6月の一般質問をする前に何人かの人に「教育長の件はなるべく穏便に」と言われました。しかし、私への答弁で教育長は「私は特別職だから」とか「教育委員長から注意を受けたから、応援演説ができなくて残念だ」とか、議会の罷免の議決を受けても、何ら反省の言葉もなく、まさしく居直りとしかたれない態度であった。私は町長のようにわかっている、「認識不足で申しわけなかった」と謝罪すれば、この一件は終了しようと思っていました。教育長の開き直りが選管や教育委員長の出席を求めざるを得なかったし、教育委員長への質問もなかった。この人事案件に反対せざるを得ない要因をつくったのは紛れもなく、教育長の責任であるし、また市山教育委員長のとった処分については県の選管委員の投票依頼をただけで逮捕されていることを比べれば、注意だけで済む問題ではない。辞職、停職、減給を勧告すべきであったと思います。私は市山氏とは個人的に親しくさせてもらっていますが、今回の教育長のとった一連の言動が何の関係もない市山氏の人事案件に反対しなければならないことは誠に残念であります。町長、選対戦術の私は犠牲になったと思っています。

最後に、私は個人である前に議員として決意をしました。犯罪を犯した人を擁護する、反対する人は全て敵ではなく、悪いことは悪いとはっきりと自分の意思表示することが自分の良心に従うことだと思います。

以上の理由をもって、反対討論とします。

○建部議長 ほかにありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番、西澤です。私は賛成討論を行います。

市山教育委員長が任務を遂行する上での不十分さは私も認めます。処分が甘いという点では私もそのとおりだと思います。しかし、それが堀内教育長を辞めさせねばならない理由なのかという点ではそうではありません。その後の教育長の姿勢と、そして決意については本会議でも全議員が承知のとおりであります。不正は許さない方向できちっと対応する、しかし、その法の逸脱についてはとがめを受けた点は処分が済んでいます。その点を今、まだ繰り返している点自体が私は納得できません。

そういう点ではこの教育委員会が持つ大事な役割、今、国は教育委員会をなくしてしまおうとしています。その教育委員会の制度、つまり政治と独立をして、教育行政が行われること、そして、教育の内容自体が中立公正であること、そのことを守ってもらわねばなりません。甲良町の特有の問題でいえば、「同和問題をはじめとして」と頭で言われるように、同和教育、人権教育が半ば強

制的に進められています。この問題についても、改善をぜひ求めていただきたいことを要請し、そして、就任後は公正な教育委員会行政の推進を図っていただくことを求めて、賛成討論とします。

○建部議長 ほかにありませんか。

西川議員。

○西川議員 4番、西川です。反対討論とさせていただきます。

市山さんはこの間の金澤議員の一般質問の際、いろいろおっしゃっていましたが、私、教育長の方の言葉で申し上げますと、教育長たるものは政治的中立でなかったらいかんということが明記されております。それと、136条の2という形の中であるわけですが、公務員の地位利用の選挙運動の禁止云々、その辺のところを含めましていきますと、処罰的には普通でいきましたが、239条というものがあります。1年以下の禁錮、または30万円以下の罰金とか、あるいは136条の2に規定違反して、選挙運動、または行為をした者は2年以下の禁錮、または30万円以下の罰金に処するというような形があらわれております。やはり、公務員たるものは絶対中立でなかったらいかんのだということを思います。

その辺のところ、市山さんはそれなりの処罰をされたんですが、あまりにも甘過ぎるということ、やはり、甲良町の中でおいてもいろんな意味合いで、私もこの間のときも申し上げましたけど、処分が甘いと、そういうようなことも考えますと、やはり、これはこのような状態でまた続いていくということは私としては市山さんに対しては気の毒ではありますが、反対とさせていただきます。

○建部議長 ほかにありませんか。

木村議員。

○木村議員 賛成討論とさせていただきますと思いますが、市山さんは4期目に入られるということで、人物としてはそれなりの、先ほども町長の話がありましたけど、私も認めるところでございますが、今回の人事案件は一教育委員会の委員ということで、今の反対討論云々がありましたけど、この人事案件が通りましたときには教育委員会内で教育委員長、再度選挙か何か、ちょっとわかりませんが、されるということは想像つきます。だから、今、申されました反対討論をもって、教育委員会内でも十分議論をされるということが想像できますので、この人事案件については賛成討論とさせていただきます。

○建部議長 ほかにありませんか。

山田議員。

○山田議員 1番、山田です。反対討論をさせていただきます。

今回のことについては悪いことというか、選挙法違反ということで、完全に

悪いことをしたということ立証されています。私が議員になったときに木村議員、または西川議員の方から「悪いことは悪いということやっってください」ということを言われました。今回のことに関しましては、教育委員長として、教育長に対しましての悪いことをしたということは明らかでありますので、私は反対とさせていただきます。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、同意第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

可否同数であります。

ここは議長において裁決することになります。

私、議長は同意に賛成をいたします。

よって、本同意は同意することに決定されました。

次に、日程第23 意見書第1号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 意見書第1号 「手話言語法」制定を求める意見書(案)。

地方自治法第112条および会議規則第14条の規定に基づき、上記の議案を提出する。

平成26年9月19日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

提出者 甲良町議会議員 木村修議員。

賛成者 甲良町議会議員 丸山恵二議員。

○建部議長 本意見書については木村議員から提出されていますので、木村議員から提案説明を求めます。

木村議員。

○木村議員 それでは、朗読をさせていただきます。

「手話言語法」制定を求める意見書(案)。

手話とは、日本語を音声だけでなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会

では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006年（平成18年）12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年8月に成立した「改正障害者法基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって本町議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月19日。

衆議院議長様。参議院議長。内閣総理大臣様。総務大臣様。文部科学大臣様。厚生労働大臣様。

甲良町議会議長 建部孝夫。

以上、よろしく申し上げます。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですから、これをもって質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番、西澤です。私はこの「手話言語法」制定を求める意見書に全面的に賛成をして、討論をいたします。

ここの文面にありますように、平成18年（2006年）12月に採択された国連の障害者権利条約、このことについてはその条約が制定される以前から世界的には障害者の人権を擁護する、当たり前の人間として尊重する、一人の人間として尊重する方向が大きくかじを切って、進んでいました。しかし、日

本の政府は旧来の偏見にとらわれて障害者は家庭内に置く、こういう方向での流れを強めていました。それとの、国民との中で、ようやく採択されたのがこの2011年であります。遅きに失したと言わねばなりません。

私の経験でも手話通訳者が身分保障のないまま、特技を生かしたい、そして、弱者に寄り添いたい、そういうようにしているにもかかわらず、国の身分保障がないこと、地方自治体の身分保障が遅れていることで嘆いておられました。そういう点でも、今回、手話言語法が国として制定をされて、この制度化されることを求めて、賛成討論といたします。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、意見書第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、意見書第1号は可決されました。

次に、日程第24 意見書第2号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 意見書第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書(案)。

地方自治法第112条および会議規則第14条の規定に基づき、上記の議案を提出する。

平成26年9月19日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

提出者 甲良町議会議員 野瀬欣廣議員。

賛成者 甲良町議会議員 丸山恵二議員、同じく西川誠一議員です。

○建部議長 本意見書については野瀬議員から提出されておりますので、野瀬議員から提案説明を求めます。

野瀬議員。

○野瀬議員 それでは、朗読をもって、説明とさせていただきます。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書(案)。

我が国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるもの

であるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤および特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっております。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルス減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されるため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上る。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定(障害者手帳)の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時(平成23年12月)には、「とりわけ肝硬変および肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、本議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記。

- 1、ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2、身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月19日。

内閣総理大臣様。厚生労働大臣様。

甲良町議会議長 建部孝夫。

以上、よろしく申し上げます。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番、西澤です。全面的に賛成の討論を行います。

請願団体さんであります方からこのパンフレットをいただきました。「B型肝炎なぜ」というタイトルがついたパンフレットです。それを見ますと、アンケートが厚労省によって実施をされて、これも患者団体の強い要望によって実施されています。1,414名の方のアンケートです。その中で抜粋的にしか報告、紹介できませんが、2つ紹介したいと思っています。

経済的な負担も大きなものです。B型肝炎に関する1年間の治療費の平均は約11万円でした。病状が進むと、肝硬変重度で年間18万円、肝がんでは年約34万円の自己負担額になっています。

2つ目は差別、偏見についても明らかになりました。B型肝炎ウイルスに感染していることを秘密にしている相手として、隣人が41%、職場の同僚が28.5%、親友が22.7%、職場の上司が21.2%という結果が出ています。

ほかにも深刻な患者さんの声が掲載をされています。私は国の厚生労働省の行政があまりにも命に向き合わない、命を粗末にしてきた結果がこの1つだと考えます。それは企業の利益を優先する、そういう政治とも相まっていることを私は厳しく指摘をしたいと考えています。そういう点では今回の2つの項目をぜひ国が実施をするよう、私としても求めていきたいと思っておりますので、賛成討論といたします。

○建部議長 ほかに。

木村議員。

○木村議員 賛成討論を述べさせていただきたいと思っております。

請願のときに賛成討論の中でいろいろと私ごとをしゃべらせてもらったわけですが、今回の意見書にそのときにしゃべりました、「特定フィブリノゲン製剤」という文言を入れていただいたということで、もちろん賛成ということにさせていただきたいと思っております。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、意見書第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立全員であります。

よって、意見書第2号は可決されました。

次に、日程第25 意見書第3号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 意見書第3号 憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める意見書（案）。

地方自治法第112条および会議規則第14条の規定に基づき、上記の議案を提出する。

平成26年9月19日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

提出者 甲良町議会議員 西澤伸明議員。

賛成者 甲良町議会議員 丸山光雄議員です。

○**建部議長** 本意見書については西澤議員から提出されておりますので、西澤議員から提案説明を求めます。

西澤議員。

○**西澤議員** それでは、文案を読み上げさせていただきます。

憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める意見書（案）。

憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定について、平和を願う多くの国民が不安と疑念を抱いています。世論調査では、6割を超える国民が反対の意思を示しています。

甲良町では先の大戦で300名を超える尊い命が犠牲にされ、69年経た今も悲しみは癒されることはありません。

その戦争への深い反省から、戦後日本は戦争をしない国としての基本理念を堅持してきました。憲法が定める平和主義を貫くことで、今日まで69年間、惨禍に巻き込まれることがなかったのです。

安倍内閣は今回の閣議決定をもとに自衛隊法、周辺事態法など関連する法律の改定を行い、日米防衛協力のための指針の再改定によって、日本を「戦争する国」にしようとしています。海外で武力行使しないという原則を覆され、日本の自衛隊員が海外での戦争で殺し殺される事態になるのです。

自国が攻撃されていなくとも武力行使できるこの「権利」は、もはや「自国の防衛」とは全く異なり、他国の軍事作戦に加担することであり、戦争に巻き込まれる危険性が高まることが十分に想定されます。また、アジアの隣国との関係悪化や軍拡競争の道へと進むなど、国のあり方の基本さえ変えてしまいか

ねません。

日本の歴代政府は、憲法9条のもとでは「集団的自衛権は行使できない」としてきました。それが今、政府自身の長年にわたる解釈を捨て、国会での議論も憲法改正手続もとらず、密室の与党協議と閣議決定だけで強行しました。一政権の解釈変更で憲法を空文化させることは、「そもそも憲法は国家権力を拘束するもの」という立憲主義を否定し、民主主義を根底から揺るがす行為として許すことができません。

「平和でこそ、誰もの命が尊重される」ことを最大の理念で進めてきた私たち甲良町のまちづくりが根本から否定されることになりかねません。

以上のことから、憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定に、強く反対し、閣議決定の撤回を求めます。

以上。

地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月19日。

滋賀県甲良町議会議長 建部孝夫。

以下の宛先であります。

私は提案にあたって、9月7日に滋賀民報社という新聞社が発行した、県遺族会会長が談話を寄せているのに注目をいたしました。「私たちのような遺族をつくってほしくない」、こういうように言われています。この中身をかいつまんで、紹介させていただきますと、「集団的自衛権の行使容認は絶対に反対です。追悼式で私ははっきりそれをそう述べました。式が終わってから、マスコミの記者さんたちに『遺族会は自民党寄りではないのか。なのに反対するのですか』などと質問されました。でも、何党だとか、そんな問題ではありません。もう二度と私たちのような遺族をつくってほしくないのです。二度と戦争をしてほしくないし、戦争につながるようなことはもう決してしないでほしいという強い願いがあるからです。私は父親の顔を知りません。私が生まれたとき、父は中国戦線にいて、その後、現在のパプアニューギニアの転戦を命じられ、そこで戦死しました。私が暮らしている集落は20戸ほどですが、10人も戦死されています。3人の戦死者を出された家もあります。そんな悲しい惨めな思いはもう沢山です。繰り返すようなことをしてはなりません。追悼式の後、お出合いした何人かの方と私の発言が話題になりました。『よく言ってくれた』と受けとめてくださっています。やっぱり、許してはならないことは絶対だめですと誰かが声を上げないと」というように岸田孝一さんという県の遺族会の方が語っておられます。

そして、私は河瀬駅で、あるチラシを配布しているのを見ました。これは民主党のチラシでありました。ここには見出しだけを紹介しますが、「民主党は

憲法解釈の変更で集団的自衛権の行使を容認する閣議決定に反対し、撤回を求めます」、こういうようにして説明をし、命を守るというけれども、これは戦争につながるんだということが書かれています。そういう点では党派を超えて、私はこの戦争は許さない、戦争の流れはつukらない、こういう方向での一致をぜひとも党派を超えて、また過去のいきさつ、現在のいろんな意見の違いを超えて、賛成をいただきますようによろしく願いして、提案説明とさせていただきます。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 私は賛成いたします。

集団的自衛権行使の容認は到底できません。撤回を求めていきたいと思っています。終戦後、日本は憲法9条という枠にあって、これまで平和でやってきたこと、これが一番の集団的自衛権容認を認めない理由です。閣議決定の撤回を求めて、賛成討論とします。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、意見書第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立少数であります。

よって、意見書第3号は否決されました。

次に、日程第26 意見書第4号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 意見書第4号 米価暴落に歯止めをかけ、政府による緊急の過剰米処理を求める意見書(案)。

地方自治法第112条および会議規則第14条の規定に基づき、上記の議案を提出する。

平成26年9月19日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

提出者 甲良町議会議員 西澤伸明議員。

賛成者 甲良町議会議員 藤堂一彦議員、同じく阪東佐智男議員、同じく丸山光雄議員。

○建部議長 本意見書については西澤議員から提出されておりますので、西澤議員から提案説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 まず最初に、私は農業にも従事をしておりませんし、畑、田んぼを少ししか手伝ったりした経験しかございません。それで、提出者を私以外の方にとりかかるといって思っていました、僭越ですが、私が提出者となったことについて、まずお断りをして、皆さんに聞いていただきたいと思います。

文案を読み上げさせていただきます。

米価暴落に歯止めをかけ、政府による緊急の過剰米処理を求める意見書(案)。

2014年産米の概算金状況が全国的に明らかになり、全国的な価格の大暴落が現実のものとなりつつあります。JA東びわこにおける同年産米の品種別概算金が発表され、コシヒカリの環境こだわり米(1等・60キログラム)で昨年比、3,100円下落し、農家の落胆ぶりは激しいものがあります。

農水省の調査によれば、玄米60キログラムで平均1万6,000円の生産費が必要としています。にもかかわらず、今年から経営安定対策が半減され、米価変動補てん交付金も事実上廃止されたもとで、今でさえ農家の生産コストを大幅に下回っている米価がさらに暴落すれば、再生産の保障は根底から脅かされ、農家の生産意欲がなえてしまいます。とりわけ、担い手(大規模農家)の経営への打撃ははかり知れないものがあります。

我が甲良町は、農業従事者が減少しているものの、お米の生産は町の重要な一つであり衰退させるわけにはいきません。

そもそも、この間の米価の下落は、2013年、2014年度の基本方針を決めた昨年11月の「食料・農業・農村政策審議会食糧部会」で、今年6月末の在庫が2年前に比べて、75万トンも増える見通しを政府が認識しながら、何ら対策を講じてこなかったことにあります。

主食である米の需要と価格の安定を図るのは政府の重要な役割です。供給過剰が明確になっている今、政府の責任で需給の調整を行うのは当然であり、緊急に対策を実施することが求められています。

よって、政府におかれては、下記の事項を実施するよう強く求めます。

記。

緊急に過剰米処理などの対策を政府の責任において講じ、米価の暴落に歯どめをかける責任を全うすること。

以上。

地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月19日。

滋賀県犬上郡甲良町議会議長 建部孝夫。

宛先は以下のとおりでございます。

4日の日の全協にて文案を示しましたが、政治的などころで私の意見が突出しているということ、これは深く反省をし、そして、甲良町議会としてまとめて、下落に歯どめをかけるようにという意思を皆さんで一致をして進めるために、文案が4日と比べまして、若干変わっています。そして、東びわこの状況を山田議員によって知らせていただきましたので、その分も加味をさせていただきました。

どうぞ議員諸氏の皆さんの賛同を切にお願いして、提案説明といたします。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

阪東議員。

○阪東議員 賛成討論をさせていただきます。

先日、先ほど申されました意見書を見せていただきまして、特に政治絡み、政策絡みというふうな内容がありましたので、その部分については、やはり削除をしていただき、本来の米価暴落に対しての率直な意見書というふうな形のもので作り込んでいただきました。

さて、今年につきましては、農家を取り巻く状況というのは異常気象の影響で収穫の減少、また等級下落とともに、近年米余りの影響で、価格の下落が続いております。それらは特に個人農家に大きく直撃しております。従来の戸別補償制度の半減や米価の補てん制度も廃止など、農家の経営は苦しくなるばかりです。農家は手間がもうけというふうな時代がありましたが、その手間まで食い潰し、さらに赤字になっていくというふうな形でマイナス経営の実態です。このままでいきますと、農家離れも一段と加速します。加速は排水路を含む農村環境についても、さらに悪化をします。甲良の基幹産業は農業と特に従事者の多い土木事業と私は思っております。これらを守っていくのは、やっぱり甲良の議員としての使命だと思っております。よって、本意見書については賛同をします。

ちょっとつけ加えたいんですけれども、今年度米価補てんというふうなところについては、ならしの関係で、若干移行期間というか、来年は完全に廃止な

んですけど、移行期間ということで、今年は若干出るみたいですよ。そういうふうなところについては、今年はいいんですけども、もう来年は出なくなると、そういった関係で、やっぱり異常気象が起こると、個人農家もだんだん農業をやめたくなくなるというふうなことになってきますので、ぜひ皆さん方にも賛同をお願いしたいというふうに思います。

○**建部議長** ほかにありませんか。

木村議員。

○**木村議員** この意見書の中段に「我が甲良町は、農業従事者が減少しているものの、お米の生産は町の重要な産業の一つであり衰退させるわけにはいきません」という文言がありますが、これは本当にそのとおりで、先日も私の村で農業に従事しておられる方が本当に嘆いておられました。こんなもんでやっつけられん、どうしたもんかなというのほんまに切実に聞こえてきました。そういう意味で、ぜひこの意見書を通して、内閣総理大臣、農林水産大臣等々に意見書を書いていただいて、ぜひ我々甲良町の実態を知っていただきたいというふうに思いますので、賛成討論とさせていただきます。

○**建部議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、意見書第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立をお願いします。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立多数であります。

よって、意見書第4号は可決されました。

次に、日程第27 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第129条の規定によりまして、お手元に配布いたしておきました文書のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**建部議長** ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第28 委員会の閉会中における継続審査および調査についてを議題といたします。

会議規則第75条の規定によりまして、各常任委員長からお手元に配布いたしておきました文書のとおり、閉会中における継続審査および調査の申し出が

ありました。

お諮りいたします。

各常任委員長から申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

最後に、町長の挨拶があります。

町長。

○北川町長 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

9月定例議会、5日開会から本日19日までの15日間、非常に長い会期の開催でございました。その中で、報告が3件、承認が2件、認定が10件、議案が14件、そして本日、同意案件1件でございます。

この上程をさせていただきました議案につきましては、平成25年度予算を編成するにあたり、地域住民の付託に応えるべく、各分野にわたりまして、それぞれの担当課からの予算要望を十分に審査をし、そして編成をさせていただいて執行させていただいた、そういう経緯がございます。この議会の中でいろいろなお意見もいただきました。そうしたこともしっかりと受けて、またそれを参考にさせていただきながら、ひいては平成27年度の予算に反映をさせていただく、そういう意味においても、この9月議会の決算議会は非常に重要でもございました。全ての案件がご承認をいただきましたことに感謝を申し上げます。

ただ少し、同意案件につきましては賛否5対5、議長裁決というような結果にもなりました。議員各位それぞれの思い思いがございますが、私どもが同意案件で推せんをさせていただいた方は、本当に誠実で個人的には申し分のない方だと私たちは確信をして上げさせていただいた、そういう経緯もございます。個人的なそういう思いじゃなし、甲良町の教育行政、そういうものも考えていただきながら、その分のご判断もしっかりいただきたいな、そういう思いもいたしております。今後とも、教育行政に関しましては、さらに一層努力をしてみたいと思っておりますので、議員各位のご協力、ご理解をお願い申し上げます。

今議会、初日と2日目に8名の方が一般質問をしていただきました。その中に3人の方からマル福の制度についての質問もいただきました。本当に、まさにそのとおりでありまして、私ども行政の職務怠慢が生じたことによって、こうした不祥事につながった、そういう思いをいたしております。それぞれ、担当者がしっかりするのも当然であります。管理監督責任として、管理職なら

びに私どもがしっかりとその現状を把握していれば、こうしたケースの不祥事も発生しなかったであろうという、そういう思いもしておりますし、関係者に対して、深くおわびもいたしたいというふうにも思っております。今後はそういう意味では、二度とこうしたことが起こらない行政運営を務めてまいりたいというふうにも思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

あすは両小学校の運動会でもございます。いよいよこれからいろんな行事が土曜日、日曜日に予定をされております。議員各位におかれましても、そうした行事にご出席を賜ることが多々ありますが、それぞれのお体の方もご自愛をいただいて、ともどもに甲良町発展のために頑張っていただけることをお願い申し上げます、閉会にあたりましての挨拶とします。ご苦労さんでございました。

○**建部議長** これをもって、平成26年9月甲良町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午前11時30分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 建 部 孝 夫

署 名 議 員 野 瀬 欣 廣

署 名 議 員 西 川 誠 一